

事業名	公立小中学校施設の耐震化	
主管課及び関係課(課長名)	(主管課)初等中等教育局施設助成課(課長: 栗原 靖)	
上位施策目標	<p>施策目標 2 - 3 信頼される学校づくり</p> <p>達成目標 2 - 3 - 7 昭和 56 年度(新耐震設計法の施行)以前に建築された公立小中学校建物(総棟数 87,587 棟)について、地方公共団体における耐震診断等の実施を促し、公立学校施設の老朽化・耐震化対策を重点的に推進する。</p> <p>施策目標 2 - 4 快適で豊かな文教施設・設備の整備</p> <p>達成目標 2 - 4 - 1 昭和 56 年度(新耐震設計法の施行)以前に建築された公立小中学校建(総棟数 87,587 棟)物について、地方公共団体における耐震診断等の実施を促すことにより、公立小中学校施設の老朽化・耐震化対策を重点的に推進する。</p>	
事業の概要	公立学校施設の耐震化を適切に推進するため、地方公共団体が行う耐震補強、改築等の計画事業量に対応できる公立学校施設整備費を確保する。	
予算額及び事業開始年度	平成 16 年度概算要求額: 144,748 百万円(うち、文部科学省計上分 130,976 百万円) (平成 15 年度予算額: 114,902 百万円(うち、文部科学省計上分 107,739 百万円)) 事業開始年度: 昭和 33 年	
必要性	<p>公立学校施設は児童生徒の学習の場であると同時に、児童生徒及び教職員が一日の大半を過ごす生活の場でもあり、さらに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割をも果たすものである。</p> <p>そのような公立学校施設は、安全で安心できるものであることが必要であり、その耐震性能の確保は大変重要である。しかしながら、公立小中学校の建物のうち、耐震性を確保しているのは半数に満たない。</p> <p>したがって、公立学校施設の耐震性能を把握し、必要なものについて耐震補強や改築を行いその耐震性を確保することは喫緊の課題である。</p>	
効率性	本事業の予算規模は 144,748 百万円であるが、本事業を実施し、公立学校施設の耐震化を図ることで得られると思われる児童生徒・教職員の身体の安全と地域住民の適切な緊急避難場所の確保等といった効果を考えると、本事業は効率的に実施されている。	
有効性	達成効果の把握の仕方(検証の手順)	毎年、公立学校施設の耐震化率については、地方公共団体を通じて調査を行い、状況を把握している。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	同上(耐震化率)
公平性、優先性	<p>(公平性)公立学校施設整備においては、地方公共団体が行う新增築、改築、大規模改築・耐震補強の各事業について、国が一定割合を補助している。</p> <p>(優先性)学校教育を円滑に実施する上で、児童生徒等の安全を確保するため、学校施設の耐震化を推進することは、優先度の非常に高いものである。</p>	
得ようとする効果及び達成年度	公立学校施設の耐震補強・改築を着実に実施し、耐震化を一層推進することにより、児童生徒や教職員、地域住民が安心して公立学校施設を利用できるよう、その安全性を確保すること。	<p>達成年度</p> <p>平成 20 年度</p>
備考	政策群対象事業【緑豊かで安全・快適で活力に満ちた都市の再生】	

公立小中学校施設の耐震化

平成16年度要求額(案) 144,748百万円(114,902百万円)

学校教育の基盤としての施設の安全性の確保

公立学校施設の耐震化の重要性

- ・ 次世代を担う児童生徒の学習、生活の場
- ・ 非常災害時における地域住民の応急避難場所の確保

しかし、

全小中学校建物(約13万棟)のうち、耐震性のあるのは半数に満たない(46.6%)!

早急な対策が必要

地方公共団体

計画的な耐震補強・改築の推進

早急な耐震診断の実施による学校施設の耐震性能の把握

文部科学省

地方公共団体の計画的整備に支障のない予算の確保

地方公共団体への計画的整備のための指導、助言